

令和8年度

「年収の壁突破」

総合対策促進 奨励金

選ばれる
職場

働き控え
解消



年収の壁突破サポーター
トッパーくん

就業規則
整備

専門家による
無料相談
サポート

優秀なパート
アルバイト
定着

オペレーターがご案内します

☎ お問合せ先

03-5211-2315

受付時間：平日午前9時～午後5時
(正午～午後1時・土日・祝祭日・年末年始は除く)

従業員が年収の壁を気にせず働けるよう、制度の導入や見直しを行う都内中小企業事業主に奨励金を交付します！

社会保険加入促進
コース

1事業主あたり

30

万円

社会保険料に関する手当を
新設する企業に奨励金を交付

配偶者手当見直し
コース

1事業主あたり

30

万円

「配偶者の収入要件がある配偶者手当」の
見直しを行う企業に奨励金を交付

※両コース実施した場合は、奨励金額50万円となります。

特設WEBサイト▼

最新の募集要項は、特設WEBサイトにてご確認ください。



URL：<https://nenshunokabetoppa-syoureikin.jp/>

奨励金の概要や手続きの流れなどの詳細は、裏面をご覧ください。▶

奨励金の概要

両コース共通の対象条件

- ・都内で事業を営んでいる事業者であること
 - ・都内に勤務する常時雇用労働者(雇用保険被保険者)を1名以上、かつ6か月以上継続して雇用していること
 - ・就業規則を作成し労働基準監督署に届出ていること
- ※その他にも要件がございます。

社会保険加入促進コース

対象条件

社会保険に新たに加入する予定の非正規雇用者(パート・アルバイト等)を雇用していること

必要な
取り組み

社会保険料に関する手当を新設して、上記対象者に支給すること

奨励金額

1事業主 30万円

配偶者手当見直しコース

就業規則に※収入要件を設けた配偶者手当の規定がある、および過去5年以内に配偶者手当の支給実績があること

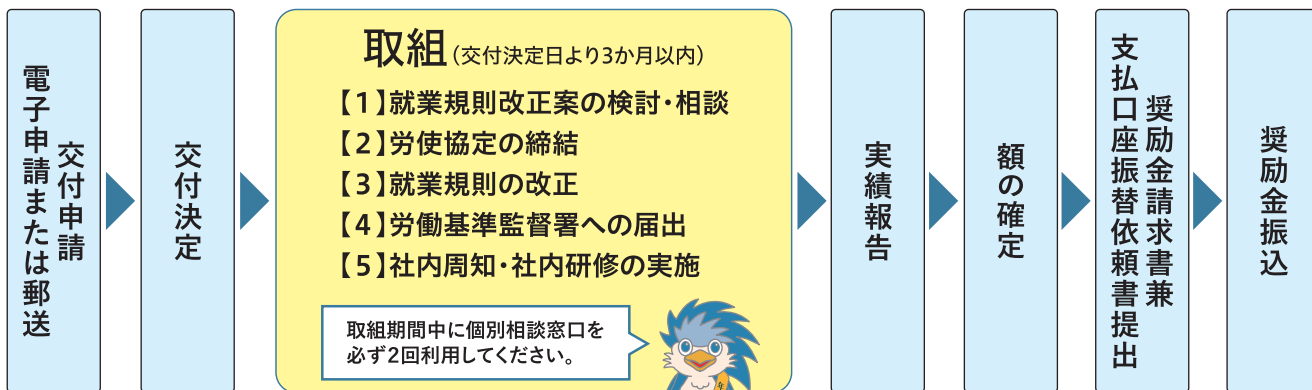
※「収入要件を設けた」とは配偶者の年収が「●●●万円以下の場合に支給する」などの配偶者手当制度をさします

配偶者手当の収入要件を撤廃、または配偶者手当を廃止して基本給に組み入れるなどの手当見直しを行うこと

1事業主 30万円

※両コース実施した場合は、奨励金額50万円となります。

手続きの流れ(2コース共通)



※奨励金の交付申請および実績報告にはそれぞれ審査があります。

※個別相談はオンライン(Zoom)で実施します。両方のコースに取組む場合、個別相談窓口は2回(2コースまとめて)利用してください。

申請期間:令和8年5月18日(月)～令和9年2月28日(日)

※申請方法はオンライン(J グランツ)、もしくは郵送となります。

特設WEBサイトの最新の募集要項を必ず確認ください。

<https://nenshunokabetoppa-syoureikin.jp/>

特設WEBサイト▼



お問い合わせ先 「年収の壁突破」総合対策促進奨励金事務局

(公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 雇用環境整備促進係内)

☎ 03-5211-2315

受付:平日午前9時～午後5時
(正午～午後1時・土日・祝祭日・年末年始は除く)



本事業に取り組んでいる中小企業者は、東京都中小企業制度融資「女性活躍推進融資(TOKYO ウィメン・ビズ・サポート)」の対象となり、信用保証料3分の2補助や利率優遇を受けることができます。詳細は左のQRコードにてご確認ください。



(令和8年5月発行)